

**大阪健康長寿医科学センター 産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）
仕様書**

(総則)

この仕様書は、公立大学法人大阪（以下「甲」という。）が大阪健康長寿医科学センターから排出される産業廃棄物の安全な処理を行うため、収集運搬・処分業務に係る条件等を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本業務について、甲と密接な連携を保ち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）」及び関係法令に基づいて適正かつ誠実に処理しなければならない。

1 履行場所

大阪健康長寿医科学センター（大阪市住之江区東加賀屋1丁目）

2 履行期間

令和9年1月1日～令和10年3月31日

3 廃棄物の種類・品目

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）」第2条第4項の第1号に規定する「産業廃棄物」のうち、同条第5項に規定する「特別管理産業廃棄物」以外の廃棄物とし、本業務の対象となる廃棄物は次のとおりとする。

- ① 廃プラスチック（飲料用のペットボトルや滅菌済みの医療ごみ（紙おむつやスピッツ、防護具等）を含み、汚泥状のものを除く）
- ② ガラスくず（飲料用のガラス瓶を含む）
- ③ 金属くず（缶等、鉄及び非鉄金属混在）
- ④ 情報ごみ（個人情報等の秘匿を要する情報が記されているフィルム型インクリボン、CD、DVD等をいい、コピー用紙等の紙は除く）

※新規の施設であることから、粗大ごみ、廃蛍光灯及び廃乾電池の発生は想定しておらず、本業務には含みません。

4 排出予定数量

別紙参照

※予定数量はあくまで予定であり、必ず発注する数量であることを確約するものではありません。

5 委託する業務範囲

あらかじめ定められた甲の保管場所からの収集運搬、中間処理（リサイクル処理を含む）（以下「中間処理」という。）及び最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

6 収集計画の作成と契約の変更

- (1) 乙は、甲の各施設の排出量に応じた最適な収集計画を作成し、甲に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 乙は、甲の申し出に応じて各施設への収集回数や日時を見直さなければならない。

(3) 関係法令の改正や甲の院内分類、感染防止・処理対策の見直しなどにより、排出量が著しく変化する場合は、甲乙が協議の上、契約を変更することができる。

7 収集運搬日及び時間

(1) 収集運搬は、平日の甲が執務する時間帯とする。

(2) 収集回数は以下のとおりとする。

ア 令和9年1月から施設開設日（令和9年5月予定）まで

甲より要請があった時のみ速やかに回収処理を行うこととする。

イ 施設開設日（令和9年5月予定）から令和10年3月31日まで

廃プラスチック（滅菌済み紙おむつ含む）については、毎日（日曜日は除く）とする。

その他の廃棄物については、甲より要請があった時のみ速やかに回収処理を行うこととする。

(3) 甲の運用等の変更に伴い収集運搬計画を変更又は臨時対応する必要が生じた場合は、甲の指示に従うこと。

(4) 年末年始など休日が重なる場合は、甲の業務に支障を与えないよう別途協議すること。

8 収集場所

乙は、甲が指定する廃棄物の保管場所から収集すること。保管場所は、契約後、甲乙立会いのもと、双方が確認する。

9 収集場所以外での業務の禁止

乙は、取り扱う廃棄物の性質上、収集場所以外での収集や甲の指定する搬出経路以外での搬出・運搬は、原則として禁止する。

また、甲の施設において業務に必要な場所以外の建物にみだりに立ち入ってはならない。

10 廃棄物の積み替え及び保管の禁止

乙は、甲から収集した廃棄物は、途中積み替えや保管をしてはならず、収集後、速やかに直接中間処理施設（情報ごみの場合は直接焼却施設）に搬入しなければならない。ただし、リサイクル等資源の再利用にかかる分別をする場合は、この限りではない。

11 収集物の管理

乙は、取扱う廃棄物の性質を理解し、収集物の運搬にかかって、事故等を起さないよう細心の注意を払うなど、廃棄物の厳重管理に努めること。

12 運搬車両

(1) 運搬車両は、産業廃棄物収集運搬の許可を受けた車両で廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれがないよう運転席と荷台に仕切りの設けられた車両を使用すること。

(2) 収集運搬業者は、万一の車両事故等による業務の遅滞又は履行不能を回避するため、上記の型の車両を少なくとも2台以上保有していること。

13 障害発生対策と報告

(1) 乙は、収集場所から処理場までの搬送中の事故に備え、緊急時の回収体制を整備しておくこと。

- (2) 乙は、中間処理施設が障害等により使用不能又は処理能力低下により、甲の廃棄物が適正に処理できなくなった場合を想定し、緊急対応施設を確保しておくこと。
- (3) 緊急対応施設を利用せざるを得ない時は、当該施設が適正な処理資格・能力等を有していることを証する書類を甲に示し、その写しを提出して承認を得ること。
- (4) 乙は、上記のような事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡すること。また、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

14 廃棄物の中間処理条件と最終処分条件

- (1) 甲から排出される廃棄物のうち、廃プラスチックの中間処理は、高温焼却又は溶融処理とすること。破碎は不可とする。
- (2) 甲から排出される廃棄物のうち、情報ごみはその内容を漏えいさせることなく、一次処理は焼却処理又は溶融処理とすること。破碎は不可とする。
- (3) 中間処理施設と最終処分施設は大阪府下及び大阪府近隣の府県（京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、三重県）に所在する施設に限る。中間処理及び最終処分に関しては、関係法令等を遵守すること。

15 中間処理時の環境保全

廃棄物を処理する際に発生する燃焼ガス等は、関係法令に規定される基準を遵守するとともに、施設の点検・検査その他措置の記録を当該日から起算して3年を経過するまで記録・保管すること。

16 産業廃棄物管理票（電子マニフェスト・紙マニフェスト）

○電子マニフェスト

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処分振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下、「J WNET」という。）を利用して実施するものとする。また、乙は、加入証の写しを甲に提出するとともに、自らに係る費用は負担すること。
- (2) 搬出の際は、現場作業員より J WNET の受渡票を受けること。
- (3) 収集運搬・処理が終了した後は、直ちに J WNET による報告を行うこと。
- (4) 乙は、甲又は乙が正当な理由により J WNET が利用できない場合には、電子マニフェストに代えて紙マニフェストを準備し、使用するものとする。

○紙マニフェスト

- (1) 廃棄物の引渡しの際に、乙が準備し甲が発行する7枚綴の特別管理産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）に中間処理、最終処分まで適正に処理されたことを正確に記録し甲に提出し確認を受けること。
- (2) 乙は、受託した廃棄物の処理を90日以内に終え、最終処分が適正に終了したことを紙マニフェストのB2票、D票及びE票の提出をもって報告しなければならない。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者は、甲が発行した紙マニフェストの写しを交付又は送付の日から起算して5年間保管すること。

17 報告等

(1) 排出量について

乙は、月々の排出量を廃棄物ごとに原則翌月7日までに提出すること。

(2) 許可証について

廃棄物の収集運搬業・処分業許可証の許可事項に変更があった場合は、乙は速やかに甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

18 災害時の対応

災害発生時には甲の指示に従い、最大限の努力を行うこと。

19 従業員の研修

- (1) 乙は、病院という施設の特殊性を十分理解し、契約履行が始まる前に従業員に対し、産業廃棄物の処分及び取り扱いに関する知識について、研修を実施しなければならない。
- (2) 従業員を変更する場合も、上記研修を受けさせた後、業務に従事させること。
- (3) 研修を実施し、甲より報告書の提出を求められた場合、速やかに実施内容（日時・参加者名等）を甲の担当者に報告すること。

20 秘密保持

- (1) 乙は、契約期間中及び満了後においても、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また甲の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (2) 乙は、作業にあたっては、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、乙の作業従事者にも各条項の規定を遵守させること。

21 業務提携

- (1) 業務提携をして入札に参加する場合は、産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員（本仕様書において「収集運搬業者」という。）と産業廃棄物の処分を担当する構成員（本仕様書において「処分業者」という。）の二者で構成するものとする。三者以上での業務提携は認めない。
- (2) 処分業者は、本案件にかかる入札及び見積りに関する一切の権限を業務提携先である収集運搬業者に委任し、収集運搬業者は処分業者から委任を受けて入札に参加するものとする。
- (3) 本仕様書「3 廃棄物の種類・品目」中の一部の産業廃棄物について、収集運搬業者が産業廃棄物処分業の許可を有している場合、その許可を受けている種類の産業廃棄物について処分を担当することができる。なお、処分業許可を有していない種類の産業廃棄物については、処分業者と業務提携をするものとする。

22 契約書

契約にあたっては、法施行令及び同規則に定める事項を記載した契約書を乙が作成し、契約の締結をおこなうこと。業務提携をしている場合も同様とし、収集運搬業者及び処分業者のそれぞれが甲と契約の締結をおこなうこと。

23 請負金額の支払いについて

- (1) 請負金額は、契約書に定める収集・運搬費及び処分費の1キログラム当たりの金額（契約単価）に、「17 報告等」に規定する排出量の提出後、甲の行う検査に合格した重量（キログラム）を乗じたものに消費税及び地方消費税相当額を加算し算出された金額（1円未満の端数は切り捨て）を支払うものとする。
- (2) 業務提携をしている場合の請負金額の支払については、甲は収集運搬と処分の請負金額を一括で

収集運搬業者に支払うものとする。甲の処分業者への支払債務は、甲の収集運搬業者への収集運搬と処分の請負金額の支払いをもって消滅し、収集運搬業者は業務提携をしている処分業者に対して、処分にかかる費用を支払うものとする。

- (3) 乙は、甲と事前に協議をしたうえで、「17 報告等」に規定する排出量の提出後、甲の行う検査に合格した出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の定める手続きにより請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- (4) 請負金額の請求のうち特に最終回（3月31日締めの請求）は、甲の期末決算の影響で請求書の経理処理に厳格な期限が設けられるため、甲が別に指定する期限を厳守し行うこと。

24 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、公立大学法人大阪及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、公立大学法人大阪及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各自提出するものとする。
- (3) 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

25 グリーン配達

(1) 運搬車両

運搬車両には、大阪府グリーン配達適合車を使用しなければならない。

(2) 定義

ア 車種規制非適合車

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年11月26日政令第365号）第4条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）第12条第1項で規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状排出基準に適合しないものをいう。

イ 大阪府グリーン配達適合車

次の各号のいずれかに該当する自動車をいう。

- (ア) 大阪府生活環境の保全等に関する条例第42条に規定する低公害車
- (イ) ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (ウ) LPG自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (エ) ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

ウ 大阪府グリーン配達適合車届出書

物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配達を行う事業者をいう。）

又は物品納入業者等となる可能性がある事業者が、配達に使用している大阪府グリーン配達適合

車について、大阪府知事へ届け出るために提出する書類をいう。

(3) 大阪市及び神戸市が実施するグリーン配送との連携

大阪市グリーン配送実施要綱に基づく大阪市グリーン配送適合車の届出及び神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車の届出は、大阪府グリーン配送適合車の届出とみなす。

(4) 大阪府グリーン配送適合車届出書等の提示

乙は、甲が確認のため大阪府グリーン配送適合車届出書の写し又は自動車検査証の提示を求めた場合には、協力すること。

26 その他

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。
- (2) 乙の定める個人情報の保護に関する規程・内規等を業務開始までに提出すること。
- (3) 乙又は乙の使用者が、故意又は重大な過失によって甲の施設及び器具に損害を与えた時は、直ちに乙の責任でその損害を修復すること。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合や仕様書に記載のない事項については、都度甲乙で協議して定めるものとする。

27 担当

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 健康長寿医科学センター開設準備室企画課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-601

TEL : 06-6645-2761

排出予定数量

廃棄物の種類	廃棄量 (kg) ※情報プラごみのみ
廃プラスチック	65,006
ガラスくず	1,360
金属くず	714
情報プラごみ	967

※上記予定数量は、履行期間（令和9年1月1日から令和10年3月31日まで）における排出量の目安です。あくまで予定であり、発注する数量であることを確約するものではありません。